

別記様式第1号の2の次に次の2様式を加える。

様式第1号の3（第8条第3項関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満()歳
③住所	〒 -
④電話番号	
⑤公共職業安定所の求職番号または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時 (生活保護を申請中である場合を除く)	

⑥自立支援金（初回）を3月分受け終わっている（申請時が最終月である場合を含む）こと

受けていた時期	年 月 ~ 月
---------	---------

⑦世帯の生計を主として維持している者であること (右欄にチェック)

⑧申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入および預貯金が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					合計
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。

年 月 日

草津市長宛 申請者氏名

【受取口座記入欄】（従前と同様の場合は省略可。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 7.信漁連	本・支店 木・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注 意 事 項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

様式第1号の4（第8条第3項関係）

（表面）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1号の3）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ②月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける。
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 6 自立支援金（初回）の受給中に、従前の受給中に、以下の同意事項1の各事項（常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費または職業訓練受講給付金を受給した場合を除く）に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回または再支給）を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関または銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日

草津市長 宛

上記誓約事項および同意事項について確認のうえ、誓約および同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項

（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

(裏面)

申請時の添付書類

- 1 本人および世帯構成の確認書類
 住民票の写し
- 2 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
- 3 収入関係書類
 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※2）
 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
（自立支援金（初回）同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可）
 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式第1号の1）に公共職業安定所の求職番号または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時に記載が必要

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条第2項関係）

第	号
年	月
日	
様	
草津市長	
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書	
年 月 日付で申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
1 支給額	月額 円
2 支給期間	年 月から 年 月まで

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること

※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため「求職活動等状況報告書（様式第4号）」、②の要件確認のため「職業相談確認票（様式第5号）」、③の要件確認のため「常用就職活動状況報告書（様式第6号）」を提出してください。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第7号）」を提出してください。
- 3 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月実施主体に対し提出してください。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条第3項関係)

草津市長宛

求職活動等状況報告書

この報告書は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定日から1か月以内に実施主体に提出し、以後毎月 日(提出期限)までに報告をお願いいたします。

提出書類は、この報告書とあわせて実施主体にご提出ください。

【この1か月間にあなたが行った活動に✓を入れて下さい。】

①または②のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

①

1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けた。

回数:(回)

月 日() 窓口・別紙の送付・電話・メール・その他

2回以上、ハローワークまたは地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等を受けた。

回数:(回)

(提出書類) 様式第5号 職業相談確認票

週1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた。

回数:(回)

(提出書類) 様式第6号 常用就職活動状況報告書

または

②

生活保護の申請を行った。

(提出書類) 生活保護の申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)

月 日() 申請先: 福祉事務所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日: 年 月 日

氏名: _____

住所: _____ 電話番号: _____

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第10条第3項関係）

職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ
氏名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

○以下のいずれかに記入してください
【公共職業安定所に求職申込みした場合】
登録日 年 月 日 求職番号 _____
【地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に求職申込みした場合】
申込み日 年 月 日 窓口名称 _____

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()

※公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援を受けた場合は、担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること。）

※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をしてください。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。

※本票は紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記入・確認を受けた本票は、都道府県等に提出すること。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第10条第3項関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 常用就職活動状況報告書

年 月 日

草津市長宛

フリガナ

氏名

住所

電話番号

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 求職活動の回数

①公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に職業相談等を行った回数 回

②求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた回数 回

※ 職業相談確認票（様式第5号）に記録した活動もカウントに含めること。

2. 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他				
結果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他				
結果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名			求職先の内容
住所・電話			就業形態
	Tel :		職種
仕事内容			勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容
結果	月 日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年12月17日揭示済み)

草津市告示第335号

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月17日

草津市長 橋 川 渉

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（令和3年草津市告示第326号）の一部を次のように改正する。

題名中「（先行給付金）」を削る。

第1条中「通知」の右に「および「子育て世帯への臨時特別給付（5万円相当のクーポン給付）」に係るQ&A（暫定版）について（令和3年12月15日付け事務連絡内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室通知）」を加え、「（先行給付金）」を削る。

第2条第1号中「（先行給付金）」を削る。

第3条第2項中「50千円」を「100千円」に改める。

第4条第2項、第5条第2号および第6条第3項第1号中「（先行給付金）」を削る。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「（先行給付金）」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月17日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年12月17日揭示済み)

草津市告示第336号

草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき担い手から経営を継承した者に対し草津市経営継承・発展等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）および令和3年度経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業公募要領（3次募集）（経営継承・発展等支援事業補助金事務局（一般社団法人全国農業会議所）令和3年11月1日制定。以下「公募要領」という。）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 市長は、実施要綱別記1第1の3に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、実施要綱別記1第1の4の(1)に定めるところによる。

2 補助金の額は、補助対象者1人あたり100万円以内とし、補助率は2分の1とする。

(補助対象者の応募手続き等)

第4条 本事業による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 実施要綱別記1第2の2の(1)に規定する様式第1号

(2) 実施要綱別記1第2の2の(1)に規定する様式第2号(以下「経営発展計画」という。)および次に掲げる添付資料

ア 個人事業主の場合

(ア) 個人事業の開業・廃業等届出書(写し)

(イ) 継承時点の所得税確定申告書第一表および第二表(写し)

(ウ) 継承時点の所得税青色申告決算書(写し)

(エ) 所得税の青色申告承認申請書(写し)

(オ) 家族農業経営の場合、家族経営協定(写し)

イ 法人の場合

(ア) 任意組織以外の場合、履歴事項全部証明書(写し)

(イ) 任意組織の場合、定款または組織および運営についての規約(写し)

(ウ) 継承時点の法人税確定申告書別表一(写し)

(エ) 継承時点の損益計算書(写し)

(オ) 法人税の青色申告承認申請書(写し)

(3) 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト(公募要領様式第12号)

(4) 実施要綱別記1別表2に基づくポイント付与に関する根拠資料

(審査基準等)

第5条 市長は、前条による応募書類を受理した場合、補助対象者ごとの経営発展計画に記載された取組内容について、実施要綱別記1別表1および別表2等に基づき審査を行い、補助対象者に対し、採択または不採択の結果を通知するものとする。

(計画承認申請および交付申請)

第6条 前条により採択されることとなった補助対象者は、市からの採択結果通知受理後、次の各号に掲

げる書類を市長に提出するものとする。ただし、計画承認申請関係書類および交付申請関係書類については同時に提出することができるものとし、計画承認申請関係書類については、第4条に基づく応募申請時と変更がない場合は、応募申請時と同様の書類を提出するものとする。

(1) 第4条に掲げる書類

(2) 草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)

2 市長は、前項に基づく計画承認申請があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、その結果を補助対象者へ通知するものとする。

(交付決定前着手)

第7条 補助対象者は、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、前条の事業計画の承認を受けた後、草津市経営継承・発展等支援事業交付決定前着手届(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知して行うものとする。

(事業完了報告)

第8条 補助対象者は、経営発展計画に記載された取組が完了したときは、実施要綱別記1第2の2の(3)に規定する様式第8号(以下「取組完了報告書」という。)および草津市経営継承・発展等支援事業補助金実績報告書(別記様式第3号)を作成し、市長へ提出するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条により補助対象者から取組完了報告書等の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条の規定により、当該補助金の補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条の補助金等交付請求書は、草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付請求書(別記

様式第4号)とする。

2 市長は、前項により補助金交付額の確定を行った場合は、補助対象者から提出のあった草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付請求書および取組完了報告書に基づき補助金の支払いを行う。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助対象者が実施要綱別記1第2の1の(8)アからカまでのいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させ、または当該補助金の全部もしくは一部は交付しないものとする。

(帳簿および書類の備付け)

第13条 補助対象者は、当該補助対象事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業により整備された施設等(以下「施設等」という。)について、財産管理台帳(別記様式第5号)を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿および書類ならびに前項の財産管理台帳は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事業の評価等)

第14条 補助対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末に市長へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施要綱別記1第3の1に規定する様式第9号により報告する。

2 市長は、前項により報告があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて補助対象者に対して指導を行うものとする。また、補助対象者の実施状況が不十分と認められる場合は、必要に応じて、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の4に定める農業経営相談所の専門家等を活用するよう補助対象者に対して指導を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別記
様式第1号(第6条第1項第2号関係)

第 号
年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名

印

年度草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付申請書

年度において草津市経営継承・発展等支援事業について、草津市経営継承・発展等支援事業補助金 円を交付されるよう、草津市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名

印

年度草津市経営継承・発展等支援事業交付決定前着手届

年 月 日付け第 号で承認を受けた別添事業について、下記の条件を了承の上、別添のとおり交付決定前に着手する必要があるため、草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、経営継承・発展等支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた国庫補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名 印

年度草津市経営継承・発展等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で草津市経営継承・発展等支援事業補助金の交付の決定の通知があった草津市経営継承・発展等支援事業について、草津市補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

様式第4号(第11条第1項関係)

第 号
年 月 日

草津市長 宛

請求者住所
氏名 印

草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった草津市経営継承・発展等支援事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

記

補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
補助金等の既交付金額			円
交付請求金額			円
振込先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 店 信組	
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第5号(第13条第2項関係)

財産管理台帳

助成対象者名

地区名	地区	事業実施年度					年度		農林水産省所管 経営継承・発展等支援事業				処分制限期間		処分の状況		摘要	
		事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
		事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	国庫 補助金	都道 府県費	市町村 費						その他
		計																
		計																
		合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先および抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(令和3年12月20日掲示済み)

草津市告示第337号

令和3年11月26日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和3年12月20日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和3年度草津市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

令和3年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度草津市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度草津市一般会計補正予算（第9号）

2 要領 略

(令和3年12月20日揭示済み)

草津市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
やまぐち歯科	草津市南草津三丁目5番地4	令和3年10月31日

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 HUNDRED やまぐち歯科	草津市南草津三丁目5番地4	令和3年11月1日

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市告示第340号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

記

- 1 公の施設 名称 草津市営火葬場
所在地 草津市東草津四丁目3番27号
- 2 指定管理者 名称 邦英商興・タカラビルメン共同グループ
代表団体 愛知県名古屋市区北志賀町一丁目18番
邦英商興株式会社
代表取締役 裏川 直也
構成団体 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1
タカラビルメン株式会社
代表取締役 中込 太郎
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市告示第341号

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月23日

草津市長 橋川 渉

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 保育所等に採用された日から起算して9年以内の者（草津市が前年度および前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市に該当する場合にあっては、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者）

別表中「令和元年度」の右に「から引き続き令和2年度」を加え、「令和2年度」を「令和3年度」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 居住した日数が1か月に満たない場合は、月額基準額を当該月の日数で除して得た数（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に当該月における居住した日数を乗じて得た額または実支出額のいずれか低い額を月額基準額とする。

付 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行し、改正後の草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度の事業から適用する。

（令和3年12月23日揭示済み）

草津市告示第342号

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月27日

草津市長 橋川 渉

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「学校法人」の右に「（以下「学校法人」という。）」を加える。

第3条の見出し中「および給付対象経費」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 給付対象経費の額は、市長が別に定める。ただし、実費を給付することが望ましいと認められる場合にあっては予算の範囲内で実費を給付することができるものとする。

第4条第1項中「就学援助費給付申請書」を「児童生徒就学援助費給付申請書」に改め、同条第2項中「児童生活就学援助費給付申請書」を「申請書」に改める。

第5条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に、「就学援助費給付不可決定通知書（別記様式第4号）」を「就学援助費不支給決定通知書（別記様式第5号）」に改め、同条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条第4項中「（別記様式第6号）」を削る。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費の支払いについては当該各号に定めるところによる。

(1) 医療費 受給者が医療券を提出して利用した医療機関からの請求に基づき、医療券と引き換えに当該医療機関へ支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った医療費については、その者の請求に基づき給付することができるものとする。

(2) 学校給食費 市が指定する口座への振込みにより給付するものとする。

第10条中「援助費」を「就学援助費」に改める。

別記様式第1号中

「

○委任状（必須）

- ①私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。
- ②私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年 月 日

保護者氏名 _____

」を

「

○委任状および同意欄（必須）

【委任事項】私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

【同意事項】私は、学校給食費に係る就学援助費について、市が指定する口座へ振込みされることに同意します。

年 月 日

保護者氏名 _____

」に

改める。

別記様式第2号中「認定申請書」を「給付申請書」に改める。

別記様式第6号を削り、別記様式第5号を別記様式第6号とし、別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第4条第3項関係)

医療券交付申請書

草津市長 あて

定期健康診断を受診した結果、学校から下記の疾病について治療の指示がありましたので、医療券の発行を申請します。

・太枠の※の部分をご記入ください。

記入日※		年 月 日												
申請保護者	名前	電話番号※		児童生徒との続柄※										
		自宅												
		携帯												
	個人番号(12桁)※													
	住所 〒													
社会保険の有無※		名称※												
有 ・ 無		健保 ・ 国保 ・ 共済 ・ その他												
児童・生徒	名前	生年月日												
		年 月 日												
	住所 〒													
学校名			学年 第 学年											
疾病名	該当する疾病を○で囲んでください													
	眼科	トラコーマ ・ 結膜炎												
	皮膚科	<small>はくせん みずむし</small> 白癬(水虫) ・ <small>かいせん</small> 疥癬 ・ <small>のう しん</small> 膿か疹(とびひ)												
	耳鼻科	中耳炎 ・ 慢性副鼻腔炎(ちくのう) ・ アデノイド												
	歯科	う歯(むし歯)												
	内科・小児科	寄生虫(虫卵保有を含む)												
受診予定の医療機関名※														

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市就学援助費給付要綱別記様式第1号の規定は、小学校等については、令和4年3月31日までは、なお従前の例による。

(令和3年12月27日掲示済み)

草津市告示第343号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月28日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 37件 |
| (2) 軽自動車税（種別割）督促状 | 1件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 33件 |
| (4) 市・県民税特別徴収督促状 | 1件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 6件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 5件 |
| (7) 差押解除通知書 | 1件 |

計84件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和4年1月4日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市・町・民区, 督促状(備考欄), 届出届受理状況. Contains 33 numbered entries for various individuals and companies in Katsuragi City.

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Entry 1: 有限会社 ケイムズ, 大津市丸の内町4番40号...

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 5 entries for debt enforcement notices.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 5 entries for dividend calculation notices.

差押解除通知書 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Entry 1: 斉藤 浩次, 愛知県海部郡蟹江町宝二丁目6番地ナピアII 2日.

(令和3年12月28日揭示済み)

草津市告示第344号

令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月28日

草津市長 橋川 渉

令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱を廃止する要綱

令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱（令和2年草津市告示第114号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

(令和3年12月28日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年12月3日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市焰魔堂町133番地 ル・プレジール201号 馬野 翔平、馬野 紗生	草津市新堂町字北黒田38番 8	175.00㎡	R3.12.3	1573

(令和3年12月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野路一丁目17番34-303号 グッドウィル 九鬼 良	草津市芦浦町字上東192番8	200.00㎡	R3.12.3	1574

(令和3年12月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年12月3日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野路東二丁目3番1-1号 パナソニック株式会社アプライア ンス社 常務 中尾 類	草津市野路東二丁目字観音堂 2275番77の一部 外3筆	2,649.94㎡	R3.12.3	1575

(令和3年12月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年12月14日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市大萱七丁目3番11-102号 南 怜旨	草津市南山田町字鬼塚617番 3	184.85㎡	R3.12.14	1576

(令和3年12月14日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年12月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市馬場町75番地 山中 登喜雄	草津市岡本町字打越626番1 外1筆	250.48㎡	R3.12.20	1577

(令和3年12月20日揭示済み)

公 告

地区計画の原案の縦覧について

北山田五条・山田地区計画の原案を作成したので、草津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年草津市条例第20号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和3年12月20日

草津市長 橋 川 涉

1 地区計画の種類

都市計画法第12条の4第1項第1号 地区計画

2 地区計画の名称

北山田五条・山田地区計画

3 地区計画を定める位置および区域

草津市北山田町の一部、草津市山田町の一部

4 縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

5 縦覧期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月3日（月）まで

6 その他

当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、草津市長に意見書を提出することができる。

（令和3年12月20日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年12月21日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市逢坂一丁目8番1-609号 山田 大貴、山田 華子	草津市下笠町字唐戸田1483番 5	293.07㎡	R3.12.21	1578

(令和3年12月21日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和3年12月24日

草津市長 橋 川 涉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和3年12月24日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年12月28日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市鷹飼町1485番地6 近江ハウジング株式会社 代表取締役 黒田 充彦	草津市下笠町字弾正176番の 一部 外5筆	1,647.02㎡	R3.12.28	1579

(令和3年12月28日掲示済み)

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項および第99条第1項の規定により公告する。

令和3年12月28日

草津市長 橋 川 渉

1 公売実施方法

インターネット上のKSI官公庁オークションでせり売り形式による。

2 公売実施期間

令和4年2月7日13時00分から令和4年2月9日23時00分まで

3 公売参加申込期間

令和4年1月13日13時00分から令和4年2月1日23時00分まで

4 参加申込方法

インターネット上のKSI官公庁オークション専用ページから申込可能

5 公売財産

種別	物件名	整理番号	数量	最低見積価格	公売保証金	所在
液晶ディスプレイ	【三菱電機】液晶ディスプレイ	草津03-1-1	1	5,000円	500円	草津市役所
液晶ディスプレイ	【三菱電機】液晶ディスプレイ	草津03-1-2	1	5,000円	500円	草津市役所
キャディバッグ	【rough&swell】キャディバッグ(黄)	草津03-1-3	1	20,000円	2,000円	草津市役所

キャディバッグ	【rough&swell】キャディバッグ(黒)	草津03-1-4	1	20,000円	2,000円	草津市役所
キャディバッグ	【MARK&LONA】キャディバッグ	草津03-1-5	1	10,000円	1,000円	草津市役所
靴	【adidas】ゴルフシューズ	草津03-1-6	1	10,000円	1,000円	草津市役所
靴	【ASICS】ゴルフシューズ	草津03-1-7	1	5,000円	500円	草津市役所
グリップ	【M-2】グリップ9本セット	草津03-1-8	1	3,000円	300円	草津市役所
ゴルフボール	【Titleist】ゴルフボール	草津03-1-9	1	1,500円	150円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【G/FORE】ゴルフ用グローブ	草津03-1-10	1	3,500円	350円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【HIRZL】ゴルフ用グローブ	草津03-1-11	1	3,000円	300円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【イオンスポーツ】ゴルフ用グローブ	草津03-1-12	1	700円	70円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【FOOT/OY】ゴルフ用グローブ	草津03-1-13	1	1,000円	100円	草津市役所
座椅子	アニマルフィットチェア	草津03-1-14	1	500円	50円	草津市役所
釣り竿	【Daiwa】釣り竿	草津03-1-15	1	1,000円	100円	草津市役所
リール	【Daiwa】リール	草津03-1-16	1	1,000円	100円	草津市役所

※詳細については、令和4年1月13日13時以降にインターネット上のKSI官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

- 6 売却決定日時 令和4年2月10日10時00分
- 7 買受代金納付期限 令和4年2月17日
- 8 その他

- ・参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- ・公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和4年1月13日13時以降にKSI官公庁オークションで確認できます。
- ・インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- ・公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。
- ・公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- ・公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。
- ・公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。
- ・その他、御不明な点がございましたら、草津市納税課納税係（市役所1階 11番窓口、電話番号077-561-6541）にお問い合わせください。

(令和3年12月28日揭示済み)

教育委員会訓令

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年12月28日

草津市教育委員会教育長
藤田 雅也

草津市教育委員会訓令第4号

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表(1)共通決裁事項の表組織および人事の部中

19 年次有給休暇、病気休暇および特別休暇の承認										
(1) 教育部長相当職位の休暇欠勤の承認	○							職員課長	病気休暇および産前産後の休暇に限る。	
(2) 教育部副部長相当職位の休暇欠勤の承認		○								
(3) 課長相当職位の休暇欠勤の承認			○							
(4) 前3号に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の休暇欠勤の承認				○						

」を

19 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇および不妊治療休暇の承認										
(1) 教育部長相当職位の休暇欠勤の承認	○							職員課長	病気休暇、産前産後の休暇および	

(2) 教育部副 部長相当職 位の休暇欠 勤の承認	○						不妊治 療の休 暇に限 る。
(3) 課長相当 職位の休暇 欠勤の承認		○					
(4) 前3号に 掲げる職位 以外の役付 職位ならび に一般職員 の休暇欠勤 の承認			○				

改める。

付 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(令和3年12月28日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年12月22日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
健康福祉部	生活支援課 人とくらしのサポートセンター 長寿いきがい課

(2) 監査の時期 令和3年10月15日から令和3年11月12日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和2年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象:子ども・若者政策課

重点項目
・児童健全育成事業費のうち児童育成クラブ運営費 ・保育所・認定こども園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象:幼児課

重点項目
・保育所・認定こども園管理運営費 ・利用者負担額管理回収費 ・認定こども園給食事業費
意見
①保育需要の高まりとともに各種の業務量が増加する中、時間外勤務の縮減は容易なことではないが、著しい長時間労働を看過できず、さらなる業務の効率化、適切な人員の配置など時間外勤務の縮減に向けて取り組みの強化を要望する。

●監査対象:幼児施設課

重点項目
・保育振興事業費のうち民間保育所・認定こども園運営費補助金、民間保育所・認定こども園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象:生活支援課

重点項目
・生活保護法施行事務費 ・生活保護費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象:人とくらしのサポートセンター

重点項目
・社会福祉事業振興費のうち社会福祉関係団体補助金 ・生活困窮者自立支援費のうち生活困窮者自立支援費
意見・指摘事項
①草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の委託業務に関し、事務決裁規程等を十分確認し、適正な事務執行に努められたい。

●監査対象:長寿いきがい課

重点項目
・老人福祉推進費のうち老人クラブ活動費補助金、地域サロン推進費、高齢者フレイル予防事業費 ・在宅生活支援費のうち生活管理指導短期宿泊費、ふとんクリーンサービス費、日常生活用具給付費
意見・指摘事項
特になし

(令和3年12月22日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和4年1月1日

草津市長 橋川 涉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜市日置江1-58	令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで

(令和4年1月1日揭示済み)

